

2019年度 EMS機器導入促進事業実施要領

2019年 4月 1日

公益社団法人 福島県トラック協会

1. 助成制度の対象

EMS機器導入を実施する会員事業者

但し、入会后6ヶ月以上で会費の未納がないこと。

2. 助成金予算額

21,000,000円

3. 助成対象機器（別表参照）

・エコドライブの実践に効果のあるEMS用車載器

4. 助成額 下記のとおりとする。（消費税は対象外）

・EMS車載器 …… 車載端末機1セットの2分の1で、1台40,000円を
限度(千円未満切捨て)で、1会員 15台限度

5. 実施期間

2019年4月1日から2020年2月29日までの間に導入された機器。

申請期限:予算額に達し次第終了とする。但し、予算に余りがある場合は、
2020年2月29日までとする。

(前年度分(4月1日以前に導入したもの)は対象外となります。また、次年度への持越しは致しません。)

6. 導入効果等の報告

助成金の交付を受ける事業者は、別に定める調査票に基づき、機器導入の効果等の報告をすることとなります。

7. その他

車載端末機1セットの内容は、機器本体、取付け部品、メモリーカード等その他車に取付ける際の費用をいう。

以上